

民法改正要綱仮案に異議あり！

全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会に集まった私たちは、民法改正に際して、情報格差・交渉力格差・経済格差の中で弱者に配慮した改正を求め、特に下記のと通りの改正を要望する。

- 1 第三者個人保証原則禁止の徹底をもとめ、公正証書作成による例外を設けないことを求める。(第18・6(1))
- 2 保証人の責任制限の規定を設けることを求める。
- 3 借入金を受け取る前に、借り入れを止める権利と約束の時期より早く返済する権利の確立を求める。
これらの場合に損害賠償請求を受けない民法改正を求める(第32)。

1. 公正証書による例外を認めない第三者個人保証原則禁止

保証人になる人は、従前、主債務者の返済能力に関する錯誤、債権者の保証人請求の頻度と、保証人自らに降りかかる危険に関する錯誤がある場合か、それとも、危険性は分かっているにもかかわらず、人間関係を壊すことのできない立場によって事実上強制され情誼により縛られて保証人となる場合がほとんどである。このことを、商工ローンおよび銀行を含む保証被害救済の活動の中で私たちは経験してきた。広義の錯誤と事実上の強制から保証人を保護する役割を、現在の公正証書が果たすことはできない。

公証人が教示義務や個人賠償責任を負わないとの解釈のもと、形式的に公正証書が作成される実務が改善されていない現状においては、公正証書の作成は個人保証の手続の厳格化にはおよそならない。かつての商工ファンド(SFCG)による公正証書濫造による保証人被害を経験したときから、公証人の責務に関する実務は何も変わっていない。当時(平成15年11月20日)、複写による委任状を受け付けないこと、利息制限法による説明をすること、法律上の債権の残額を超えて執行分を付与しないことなどを、私たちが公証人連合会に求めた時に、公証人連合会がこれを拒否した対応に照らし、公正証書による例外を認めるならば、保証被害が拡大再生産されかねないとの懸念が、商工ローン問題に取り組んできた私たちには大いにある。

個人保証は、自己破産や自殺の大きな要因の一つであり、保証被害を無くすためには、個人保証そのものを禁止することが求められている。また、個人保証は新たな企業や事業者の再チャレンジを阻害し経済を停滞させる要因でもある。政府が成長戦略に位置づけている経営者保証ガイドラインにおいては、経営者の保証でさえ、これに依存しない融資慣行の確立が希求されている。衆参両議院では「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」に関して、「個人保証に依存しない融資を確立するべく、民法(債権法)その他の関連する各種の法改正等の場面においても『経営者保証に関するガイドライン』の趣旨を十分踏まえるよう努めること」と附帯決議がなされている。

要綱仮案において、広く第三者個人保証が許容されることは、保証被害を無くし、保証に依存しない融資慣行の確立を目指す政府・国会の意思や取組みから大いに後退したものである。

さらに、**第三者個人保証については公正証書作成の例外規定は廃止し、一律にこれを禁止することを求める。あわせて、あくまで二次的責任である**

保証契約については執行認諾文言付きの公正証書の作成を禁止すべきである。

なお、要綱仮案では「**主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者**」について個人保証が制限なく許容されているが、自営業者の配偶者（多くの場合は妻）こそ、まさに情宜的な保証人の典型例である。自営業者である夫に仕事上も家庭生活上も従属せざるを得ない立場にある妻が保証を強いられる事態を法文上容認することは、あまりにも前近代的な発想でありおよそ賛成できない。このような規定は**削除すべきである**。

2. 保証人の責任制限

中間試案では、裁判所が保証の減免できること、過大な保証の場合の過大な部分の履行を請求することができないこと、「その責任制限の方策」について検討すべきとしていたが、要綱仮案では取り上げられていない。

何の利益もないまま不利益のみを引き受ける不合理のなか、不幸にも過大な保証債務を負担することとなった個人第三者保証人を過大な責任から解放する規律を設けることが不可欠である。経営者保証ガイドラインにおいては経営者保証人について、この保証の責任を制限することが定められており、この経営者保証ガイドラインの理念・趣旨を民法改正においても実現することが立法府の意思であるのに、要綱仮案は立法府の意思を等閑視して責任制限規定を見送っており遺憾である。

立法に際しては、同時に保証人の現在の生活基盤を破壊する負担を避ける具体的基準の確立が望ましい。経営者保証ガイドラインのように、華美でない保証人の自宅の確保は、不可欠である。保証人の給料乃至自営業の収入から従来どおりの家庭生活を送ることのできるために、余裕資金の範囲を超える保証には効力がないこととし、それを超えて回収もしない規律が必要である。主債務者に過剰融資が禁止されているより以上に、自発的な例外的な保証人についても、過剰保証の禁止・過剰回収の禁止が規範とされなければならない。

3. 諾成的消費貸借の解除・期限前弁済と損害賠償責任について（第32）

要綱仮案では、諾成的消費貸借契約の許容を明文化した上で、借主が借入をする前に解除をした場合の損害賠償責任を認めている。また、借入後の期限前弁済についても損害賠償責任を認めている。

しかしながら、借主が不必要な借金をしないこと、また借金は早く返済することは望ましいことである。不必要な借入をせず、また、借金を早く返済をしたことに対して損害賠償責任を負わせることは、市民の、借金はしてはならない、借金は早く返すべきである、という素朴な感覚に反することを法律で定めることになっており賛成できない。借金から早期に脱出する市民の権利をこそ明記するべきである。さらに、ヤミ金や高利貸金業者による「押し貸し」や損害賠償名目での請求など損害賠償責任条項が裁判外で濫用される懸念が強い。諾成的消費貸借契約の解除及び期限前弁済における損害賠償責任の規定を設けることに強く反対する。

2014年11月2日

全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in 広島

第4分科会参加者一同

広島実行委員長 我妻正規

広島実行委員会事務局長 戸田慶吾